

## 県民電子会議室の開設について

新潟県食品安全条例(仮称)の制定に当たり、県民意見を広く条例に反映させるため、食の安全・安心に関心のある県民の意見交換の場の一つとして、下記のとおり電子会議室を開設することになりました。

### この会議室では...

消費者、生産者、営業者など、さまざまな立場の方々に登場していただきます。

司会役がおりますので、初めての方も気軽に議論に参加できます。

専門家の方々にも参加していただきます。

誰かが意見を投稿すると、ほかの登録者の方々全員にメールで配送されるので、議論の進行状況をリアルタイムに把握できます。

### 電子会議室概要

- (1) 名称：「新潟県食品安全条例(仮称)についての県民電子会議室」
- (2) 設置期間：平成17年6月1日～6月30日(1ヶ月間)
- (3) 設置場所：県の「食の安全インフォメーション」ホームページ内に入口設置
- (4) 参加方法(電子会議室に参加し意見を投稿するには、登録していただく必要があります。)
  - a) 新潟県ホームページから、下記方法により簡単に登録可能です。

ホームページ  
新潟県 HP トップ「注目・緊急情報」内に電子会議室の文がある場合、そこをクリック

ホームページ  
新潟県 HP トップ > 消費生活・食生活 > 食の安全インフォメーショントップ「トピックス」内に電子会議室についての文があるので、そこをクリック

- b) 2日前後でパスワード等が返信されますので、電子会議室の入口から、届いたパスワード等を入力すれば電子会議室に参加できます。
- (5) 議論進行計画の概要  
前半と後半の2ステージに分けて議論を進行します。
  - 第1ステージ  
食の安全・安心について、日頃感じていることを、フリートークで語ってもらう。そこで論出された様々な観点等を、後半の議題の素材として利用する。
  - 第2ステージ  
前半で出た素材を足がかりにして、条例の内容をテーマに議論していただく。

お問い合わせ先

生活衛生課食品衛生係 担当 山崎  
直通 025-280-5205 内線 2694